

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、持株会社のもとに事業を展開する事業会社をおく体制をとっております。
 持株会社である当社は、グループの一元的なガバナンスの中心にあって、全グループの戦略機能を担い、全グループのリスク管理と対外説明責任を負うスリムなグループ本社としての業務を遂行しております。
 当社傘下の事業会社は、事業分野ごとの特性に応じた業務執行体制により事業を推進し、競争力の強化と収益力の拡大を図っております。
 持株会社と事業会社が各々その責務を果たすことにより、株主はじめ全てのステークホルダーにとっての企業価値最大化に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	37,282,800	7.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	25,826,900	4.86
日本生命保険相互会社	22,639,492	4.26
第一生命保険株式会社	15,185,137	2.86
株式会社みずほコーポレート銀行	14,351,223	2.70
東京海上日動火災保険株式会社	9,975,399	1.88
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS	9,690,390	1.82
株式会社損害保険ジャパン	8,419,025	1.58
明治安田生命保険相互会社	6,663,500	1.25
ジェーピー モルガン チェース バンク 380055	6,398,961	1.20

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社の連結子会社の中で、上場会社は、JFE コンテナ(株)、JFE システムズ(株)の2社であります。これらの上場会社については、他の連結子会社とは異なるルールを適用するなど、上場会社の独立性を確保するための施策を講じております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
芦田昭充	他の会社の出身者					○				○
前田正史	学者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
芦田昭充	○	(株)商船三井代表取締役 取締役会長 会長執行役員	<p>同氏は、株式会社商船三井の経営者として、グローバルな視点からの企業経営において著しい実績をあげられております。また、公益社団法人経済同友会において副代表幹事を務められたご経験を有するなど、幅広い活動を通じて社会・経済の情勢に精通されております。当社におきましては、こうした同氏の深い知見と卓越した見識に加え、1年間の当社社外取締役としての実績から、同氏が引き続きガバナンス強化の役割を担う当社社外取締役の任に相応しいと判断したものであります。</p> <p>上記に加え、同氏は「上場管理等に関するガイドライン」に規定される項目に該当しておらず、当社と直接の利害関係はなく一般株主と利益相反の生じるおそれはないと考えられることから、当社経営陣から独立した立場での監督機能を十分に担えるものと判断し、同氏を独立役員として指定しております。</p>
			<p>同氏は、長年にわたり循環材料学および材料熱力学等に関する研究を通じて、金属材料について深い学識を有しております。また、東京大学理事として大学経営に参画され、組織運営に関する豊富な経験を有しております。当</p>

前田正史	○	東京大学理事・副学長	社におきましては、同氏が会社の経営に関与したことはないものの、こうした同氏の深い知見、高い見識から、当社のガバナンス強化の役割を担う当社社外取締役の任に相応しく、かつ、職務を適切に遂行いただけると判断したものであります。 上記に加え、同氏は「上場管理等に関するガイドライン」に規定される項目に該当しておらず、当社と直接の利害関係はなく一般株主と利益相反の生じるおそれはないと考えられることから、当社経営陣から独立した立場での監督機能を十分に担えるものと判断し、同氏を独立役員として指定しております。
------	---	------------	--

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	6名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人(新日本有限責任監査法人)と定期的に、また必要に応じて会合を持ち(平成22年度は6回)、監査計画、監査の実施状況や監査結果の詳細な報告を聴取し、会計監査人の品質管理体制についても詳細な説明を受けるとともに、監査役からも監査計画などの説明を行ない、意見交換を行なうなど密接な連携を図っております。また、内部監査部門と定期的に、また必要に応じて会合を持ち(平成22年度は4回)、内部監査計画、内部監査の実施状況や監査結果の詳細な報告を聴取し、意見交換を行なうなど、密接な連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
伊丹敬之	学者				○					○
杉山清次	他の会社の出身者				○					○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
伊丹敬之	○	東京理科大学イノベーション研究科研究科長	同氏は、長年にわたり企業経営に関する研究に積極的に取り組まれ、経営のあり方や企業の経営戦略について深い学識を有しております。また、技術経営に関する研究を通じて産業分野の知識も豊富であり、独立した立場で大所高所からの観点をもって、当社の監査業務に貢献していただけると判断したものであります。 上記に加え、同氏は「上場管理等に関するガイドライン」に規定される項目に該当しておらず、当社と直接の利害関係はなく一般株主と利益相反の生じるおそれはないと考えられることから、当社経営陣から独立した立場での監

			督機能を十分に担えるものと判断し、同氏を独立役員として指定しております。
杉山清次	○	みずほフィナンシャルグループ名誉顧問	同氏は、長年にわたり金融機関の経営に携わり、企業経営の豊富な経験、財務・会計に関する深い知見、卓越した見識を有しており、独立した立場で大所高所からの観点をもって、当社の監査業務に貢献していただけると判断したものであります。 上記に加え、同氏は「上場管理等に関するガイドライン」に規定される項目に該当しておらず、当社と直接の利害関係はなく一般株主と利益相反の生じるおそれはないと考えられることから、当社経営陣から独立した立場での監督機能を十分に担えるものと判断し、同氏を独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

当該年度の業績等の事情を勘案して役員賞与総額を株主総会に提案し、その決議によって決定、支払をいたしております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役を除く)の報酬等の額は360,759千円であります。
なお、有価証券報告書において、報酬の総額(連結子会社の役員としての報酬を含む)が1億円以上である取締役について個別に開示しております。
(注)報酬等の額には、平成23年6月22日開催の第9回定時株主総会において承認されました「役員賞与支給の件」に基づく取締役賞与金総額32,690千円(うち社外取締役分3,220千円)が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は取締役会において、以下の通り役員報酬等の額の決定に関する方針を定めております。

- ・取締役および監査役の報酬等は基本報酬と業績等を勘案して支給する賞与で構成しております。なお、退職慰労金は平成18年6月をもって廃止いたしました。
- ・基本報酬
 - ・取締役全員および監査役全員の報酬額については、株主総会の決議により、それぞれ月間報酬総額の限度額を決定しております。
 - ・株主総会の決議により決定された月間報酬総額の限度内で、各取締役の報酬額は取締役会の決議により一定の基準に基づき決定し、各監査役の報酬額は監査役の協議により決定しております。
- ・賞与
 - ・取締役および監査役の賞与については、当該年度の業績、配当、従来の役員賞与、およびその他の事情を勘案した賞与総額を株主総会に提案し、その決議により決定いたします。
 - ・株主総会の決議により決定された賞与総額の各取締役および各監査役への配分は、取締役分については取締役会の決議により一定の基準に基づき決定し、監査役分については監査役の協議により決定いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役をサポートする専従スタッフは配置していませんが、取締役会の開催に際しては、必要に応じ、資料の事前送付および事前説明を行っております。

社外監査役を含む監査役の職務を補助する専従の担当者を監査役事務局に置き、当該担当者の人事につきましては監査役と協議することとしております。社外監査役に対しましては、監査役会において、経営会議議題、当月の取締役会議題を含めた会社の経営上の課題を、資料を配布の上、十分に説明しております。また、社長を含む経営トップとの意見交換や、必要に応じて社内各部門から行なう重要な業務報告聴取への出席、事業所やグループ会社の視察等の機会を設け、監査役としての職務を遂行するために必要な情報を十分に提供するように努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 業務執行に係る事項

グループを構成する各社の重要事項につきましては、各社規程により明確な決定手続を定めており、グループとしての経営に関わる重要事項につきましては、当社におきまして、最終的に審議・決定を行なう体制としております。

具体的には、各事業会社では、自社および傘下グループ会社の重要事項につき、当社では、自社・事業会社およびグループ会社の重要事項につき、経営会議等での審議、取締役会での決定を行っております。

当社・JFE スチール(株)・JFE エンジニアリング(株)・ユニバーサル造船(株)では、経営会議を1~2回/月開催、取締役会を1~2回/月開催しております。

当社における経営会議(議長:社長 事務局:企画部)は、4名の執行役員全員とJFE スチール(株)社長、JFE エンジニアリング(株)社長で構成され、監査役が出席しております。

また、JFEスチール(株)、JFEエンジニアリング(株)およびユニバーサル造船(株)における経営会議(議長:各社社長/事務局:各社経営企画部)は、取締役全員(ユニバーサル造船(株)においては常勤取締役全員)と主要な執行役員、監査役が出席しております。

当社グループにおきましては、品種・事業ごとの戦略策定と収益管理の一元化による最適な品種・事業運営を狙いとし、JFEスチール(株)におきましては品種セクター制を、JFEエンジニアリング(株)では事業部制を、ユニバーサル造船(株)では事業本部制を採用しております。また、グループ共通の技術開発、ITの課題につきましては、グループ横断会議体を経て審議しております。

(2) 内部監査および監査役監査、会計監査の状況

(イ) 内部監査について

内部監査につきましては、当社(平成23年3月31日時点:4名)および主要な事業会社(平成23年3月31日時点:計15名)ならびに重要なグループ会社に内部監査組織を設置し、各社の業務運営に対する監査を実施するとともに、相互に情報共有を図ることで、グループ全体の内部監査体制の充実を図っております。

(ロ) 監査役監査について

監査役監査につきましては、社外監査役2名を含む監査役4名の体制で、取締役会および経営会議その他の重要会議に出席するほか、取締役および執行役員等から業務報告を聴取し、子会社から事業の報告を受けるなどにより、取締役の職務の執行を監査しております。また、当社、事業会社およびグループ会社の監査役は相互に情報交換を行ない連携を図っております。

(ハ) 会計監査について

会計監査につきましては、新日本有限責任監査法人を選任しております。業務を執行した公認会計士の氏名および所属する監査法人は以下のとおりであります。

指定有限責任社員業務執行社員公認会計士	谷上 和範	(新日本有限責任監査法人)
指定有限責任社員業務執行社員公認会計士	中島 康晴	(新日本有限責任監査法人)
指定有限責任社員業務執行社員公認会計士	市之瀬 申	(新日本有限責任監査法人)
指定有限責任社員業務執行社員公認会計士	中村 裕輔	(新日本有限責任監査法人)

(注)1.継続監査年数につきましては、いずれも7年以内であります。

2.監査業務に係る補助者の構成は、監査法人の選定基準に基づき決定されております。具体的には公認会計士およびその他の補助者等を主たる構成員とし、システム専門家等も加えて構成されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社グループは、公正・公平・透明なコーポレート・ガバナンスの徹底と、グループ間での効率的な事業運営を行うことによる企業価値の向上を図るため、監査役制度を採用しております。また、当社では取締役の任期を1年とするとともに、社外取締役制度を導入しており、社外取締役2名を含む6名から構成される取締役会が業務執行に対する適切な監督機能を発揮するとともに、社外監査役2名を含む4名から構成される監査役会が、経営を監視し、会計監査人を含めた三者鼎立体制によりガバナンスに万全を期しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第9回定時株主総会招集通知の発送日 平成23年5月31日(火)
集中日を回避した株主総会の設定	第9回定時株主総会開催日 平成23年6月22日(水)
電磁的方法による議決権の行使	電子投票制度を採用いたしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	(株)ICJの運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームを採用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の全文について英訳版を作成しております。
その他	招集通知(和文と英訳版)を当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	主にIR担当役員が説明者となり、月1回程度、各地で開催。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリストおよび機関投資家約200名を対象として、1回/3ヶ月程度開催。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家を対象としてテレフォンカンファレンスを四半期決算毎に開催。加えて、トップマネジメントによる海外投資家訪問を実施。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、会社説明会資料、株主総会招集通知、株主の皆様へ等	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:財務・IR部 IR担当役員:専務執行役員 岡田 伸一	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念や環境理念、企業行動指針の中に規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>当社グループは、社会を構成する一員としての企業の責任を自覚し、よりよい社会の構築に向けた企業の社会的責任(CSR)を経営の根幹に据え、その取り組みを一層強化してまいります。平成17年10月、JFEホールディングス(株)に「JFEグループCSR会議」(議長:社長、1回/3ヶ月程度の開催予定)を設置し、コンプライアンス、環境、人事労働、安全・防災、社会貢献等多岐にわたる範囲を対象としまして、JFEグループ全体のCSRへの取り組みを監督・指導する体制を構築しております。また、「JFEグループCSR会議」のもとに、従来からの「グループコンプライアンス委員会」、および「グループ環境会議」、ならびに「グループ内部統制委員会」を設置し、内部統制に関する整備・運用状況の管理強化を図っております。</p> <p>各事業会社においても、CSRへの取り組みを継続しております。JFEスチール(株)では、平成17年4月にCSR室を設置したことに続きまして、平成17年7月に「CSR会議」(議長:社長)を設置いたしました。「CSR会議」の中に、コンプライアンス、地球環境、リスクマネジメント、安全・防災、顧客満足、社会貢献等11の委員会・部会を設け、対象分野ごとの積極的な活動を展開するとともに、グループ会社を含めCSR意識の浸透をはかる活動を進めております。JFEエンジニアリング(株)ほかの事業会社におきましても、コンプライアンス委員会主体に活動し、CSRに取り組んでいます。</p> <p>なお、JFEスチール(株)では、平成17年2月から環境管理に関わる体制(独立した環境管理部組織、内部監査部門による環境監査)を整備し、環境に対する取り組みを強化しております。</p>

また、当社は、当社グループの事業の環境的・社会的側面を網羅した「JFEグループCSRレポート」を作成しております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社におきましては、適時適切な情報開示の重要性を認識し、株主・投資家の皆様に迅速、正確かつ公平に会社情報を開示することに努めるとともに、そのための社内体制の充実を図っております。また、情報開示に対しまして真摯な姿勢で臨む旨の宣誓書を証券取引所に対して提出しております。

具体的な社内体制といたしましては、重要事実の取扱いに関する社内規程を定め、その管理部署、集約部署、確認部署、公表部署を設置し、各部署が連携することにより、重要な会社情報の適時適切な開示を行っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制に関する体制につきましては、取締役会において決議した以下の「内部統制体制構築の基本方針」に従って、取締役会規則、経営会議規程、JFEグループCSR会議規程、JFEグループコンプライアンス委員会規程、JFEグループ内部統制委員会規程、開示検討委員会規程等の各種会議規程、組織・業務規程、および情報保存管理規程を制定すること、ならびに企業倫理ホットラインを設置すること等により、整備・運用されております。

【内部統制体制構築の基本方針】

当社は、「JFEグループは、常に世界最高の技術をもって社会に貢献します。」との企業理念の実現と持続性の高い企業体質の確立をめざして、法令および定款を遵守し企業価値の最大化を図るため、以下のとおり内部統制体制を構築する。また、本基本方針およびそれにたいがい構築された内部統制体制については、継続的な見直し、改善に努める。

- 会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項各号に掲げる体制
 - 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 取締役、執行役員および使用人の職務権限を組織権限・業務規程等により明確にし、それらに則って職務を執行する。
 - コンプライアンス委員会を設置し、倫理法令遵守に関する基本方針および重要事項の審議・決定を行い、施策の実施状況を監督する。
 - 倫理法令遵守に関する重要な情報が現場から経営トップに直接伝わる制度(企業倫理ホットライン)を整備し、適切に運用する。
 - 内部監査部署が法令および定款の遵守状況について監査する。
 - 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 取締役会、経営会議における審議の充実を図るとともに、必要に応じ適切な会議体において審議をつくり決定する。
 - 内部監査部署が業務の有効性・効率性について監査する。
 - 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - 取締役会における決議事項および報告事項に関する情報については、法令にしたいがい取締役会議事録を作成し、適切に保存・管理する。
 - 経営会議等、経営の重要事項を審議する会議体に関する情報については、適切に記録、保存・管理する。
 - 決裁書等、職務の執行に係る重要な文書等については、適切に作成、保存・管理する。
 - 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 事業活動、倫理法令遵守、財務報告・情報開示等に関するリスク管理については、担当執行役員等がリスクの認識に努め、必要に応じ適切な会議体において確認・評価し、その対処方針を審議・決定する。
 - 経営の重要事項については、取締役会規則等により決定手続を定め、審議・決定する。
 - 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - JFEグループに属する会社は、会社の規模、事業の性質、機関の設計、その他会社の個性および特質を踏まえ、必要に応じ本基本方針に定める事項について体制を整備する。
 - リスク管理体制
当社は、グループ経営に関する重要事項について、取締役会規則等により決定手続を定め、審議・決定する。
事業会社(当社がその株式を直接保有する重要な事業子会社)は、自社および傘下のグループ会社の重要事項について、取締役会規則等により決定手続を定め、審議・決定する。
 - 倫理法令遵守体制
当社は、JFEグループコンプライアンス委員会を設置し、グループの倫理法令遵守に関する基本方針および重要事項の審議・決定を行い、施策の実施状況を監督する。また、事業会社コンプライアンス委員会と連携し、倫理法令遵守の経営を推進する。
事業会社は、コンプライアンス委員会を設置し、自社および傘下のグループ会社の倫理法令遵守に関する基本方針および重要事項の審議・決定を行い、施策の実施状況を監督する。
事業会社傘下のグループ会社は、会社の規模、事業の性質、機関の設計、その他会社の個性および特質を踏まえ、必要な倫理法令遵守体制を整備する。
- 財務報告・情報開示体制
JFEグループに属する会社は、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制、適時適切な情報開示のために必要な体制を整備する。

2. 会社法施行規則第100条第3項各号に掲げる体制

- 監査役を補助する使用人に関する事項
監査役を補助する使用人を監査役事務局に置く。
- 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項
当該使用人の人事については、監査役と協議する。
- 監査役への報告に関する体制
 - 監査役は、取締役会、経営会議およびその他の重要な会議に出席し、報告を受ける。
 - 取締役、執行役員および使用人は、必要に応じまたは監査役会、監査役の要請に応じ、監査役会、監査役に対して職務の執行状況を報告する。
- その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 取締役、執行役員および使用人は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換、子会社調査、子会社監査役との連携等の監査役の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
 - 監査役は、会計監査人、内部監査部署の監査結果について適宜報告を受け、それぞれと緊密な連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では、取締役会決議により「JFEグループ反社会的勢力への対応方針」を定め、本方針に基づきJFEグループコンプライアンス体制の中で組織的・統一的な対応を進めていくことにより、健全な会社運営の確立を図っております。

「JFEグループ反社会的勢力への対応方針」

反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的とし、反社会的勢力への対応を所管する部署を各社の総務・法務担当部署と定めるとともに、事案発生時の報告および対応に係る規程等の整備を行い、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然と対応していく。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(ア) JFEグループ企業行動指針の制定

JFEグループ企業行動指針の中で、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、一切の関係を遮断し、違法・不法な要求には応じない。」旨を明記しております。

(イ) 企業対象暴力対応規程の制定

「企業対象暴力対応規程」を制定し、企業対象暴力への初期対応マニュアルを含む「反社会的勢力」に対する対応基準を明確化しております。

す。

(ウ)研修活動の実施状況

e-ラーニングの実施およびコンプライアンスガイドブックの配布等を通じ、全役員・社員に対し「JFEグループ反社会的勢力への対応方針」および具体的な対応基準等の周知徹底を図っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成19年3月1日開催の取締役会において、『当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針(買収防衛策)』を導入することを決議いたしました。

当社グループは、発足以来、企業理念である「常に世界最高の技術をもって社会に貢献する」ことを通じて、企業価値および株主共同の利益の向上に誠実に努めることを経営の基本姿勢としております。本方針の導入は、当社株式に関する大規模な買付行為の提案がなされた際、当該提案内容が当社の企業価値、株主共同の利益に及ぼす影響等について、当社株主の皆様が的確に判断できるよう、買付行為の提案者(大規模買付者)および当社取締役会の双方から迅速に必要なかつ十分な時間・意見・提案等の提供がなされ、さらにそれらを検討するための必要かつ十分な時間を確保することを目的としており、上記経営の基本姿勢に基づくものです。

具体的には、議決権割合20%以上の当社株式を取得しようとする大規模買付者に対し、大規模買付行為完了後の経営方針および事業計画等の提示を事前に求めます。その後一定期間、当社取締役会は、提案者が本方針に基づくルールを遵守したか否か、あるいは、当該提案内容が当社に回復しがたい損害をもたらすことがないか、企業価値、株主共同の利益を著しく損なうことがないか、という観点から評価、検討を行い、取締役会としての意見を開示するとともに、大規模買付者と交渉したり、取締役会として株主の皆様へ代替案を提示したりすることがあります。その判断における透明性、客観性、公正性および合理性を担保するため、取締役会から独立した組織として、社外取締役および社外監査役計3名から構成される特別委員会を設置します。特別委員会が大規模買付行為を抑制するための措置の発動を勧告した場合には、それを最大限尊重した上で、外部専門家の意見も参考にしつつ、当社取締役会は、企業価値および株主共同の利益の保護を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置の発動を行なうことがあります。

なお、平成23年6月22日開催の定時株主総会において、本方針を継続することについて株主の皆様のご承認が得られました。従いまして、本方針の有効期間を、本定時株主総会の日から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとなりました。

注: 本方針の詳細については、以下の資料(当社ホームページ)をご参照ください。

2011年4月21日付当社プレスリリース

「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」の継続について
(当社ホームページ <http://www.jfe-holdings.co.jp/>)

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

JFEホールディングス(株)および各事業会社ならびにグループ会社においては、証券市場におけるJFEグループの信用を保持することを目的として重要事実に関わる社内規程を定め、その情報管理と適時開示の判断・実施を所管する部署を設置し、金融商品取引法に基づく有価証券報告書、臨時報告書等の法定開示に加え、重要な会社情報を適時・適切に開示しております。

なお、会社情報の適時開示に際しては、東京証券取引所が定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」(以下「適時開示規則」)に則り、TDnetへの登録を実施しております。

【会社情報の適時開示の流れ】

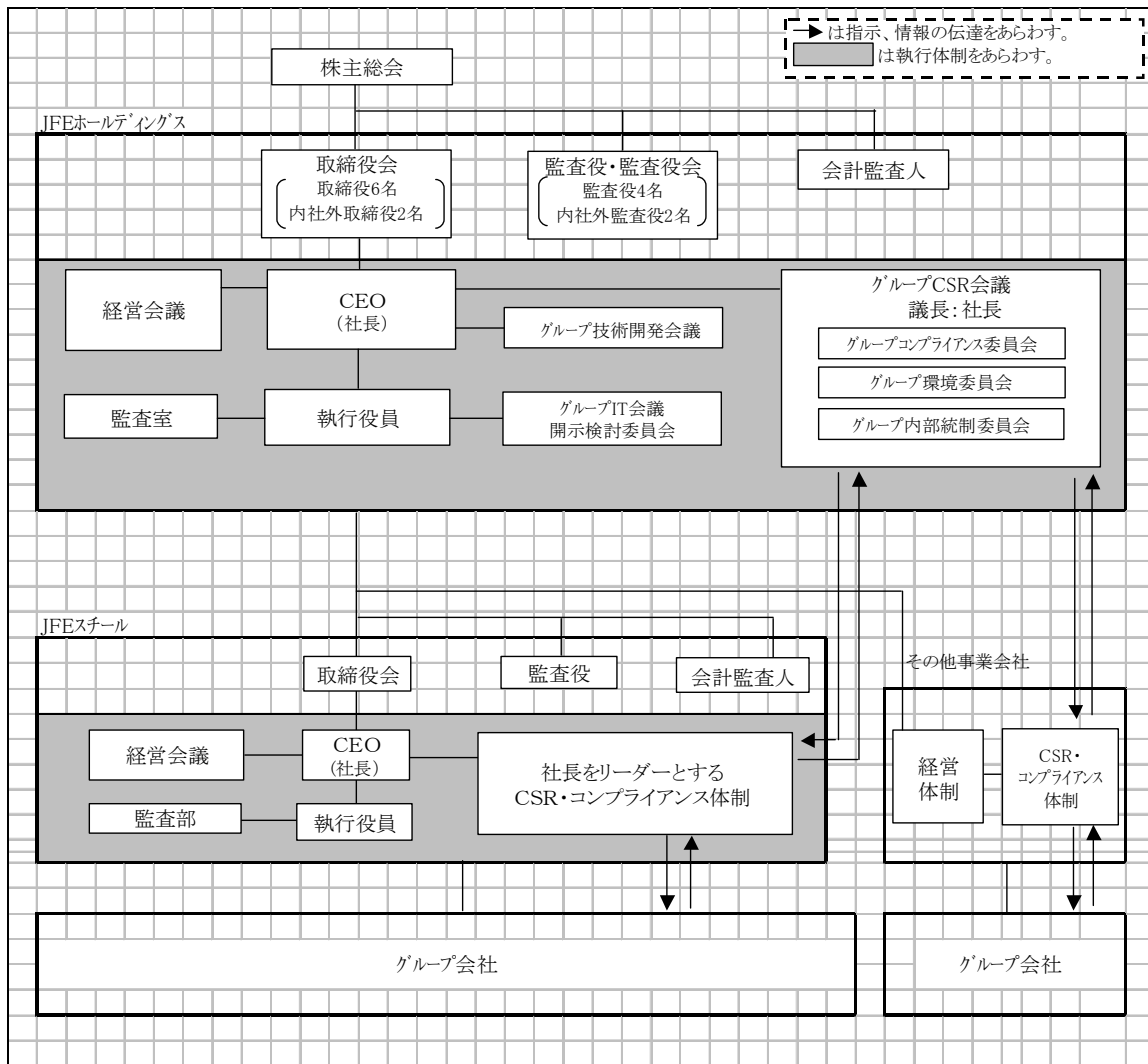
1. 「適時開示規則」に該当する「決定事実に関する情報」および「決算に関する情報」

各々に関連する事象を所管する『重要事実管理部署』は、『重要事実集約部署』(総務担当部署)および『重要事実確認部署』(法務担当部署)並びに『公表管理部署』(広報担当部署)と、その適時開示の形式・内容等について連絡・調整し、その事象に関して会社の意思決定がなされた場合には、『公表管理部署』は速やかにTDnetを通じた適時開示手続きを実行する。

2. 「適時開示規則」に該当する「発生事実に関する情報」

関連する事象が発生した場合、その事象を所管する『重要事実管理部署』は、『重要事実集約部署』(総務担当部署)および『重要事実確認部署』(法務担当部署)並びに『公表管理部署』(広報担当部署)と、その適時開示の形式・内容等について連絡・調整し、『公表管理部署』は適切にTDnetを通じた適時開示手続きを実行する。

【 模式図 1 】コーポレート・ガバナンス体制



【 模式図 2 】適時開示体制

